

靖國神社みたま祭の成立と発展

所 功

はじめに——慰霊の形——

今年（平成十九年）も七月十五日前後、靖國神社の境内は「みたま祭」で賑わった。この夏祭は昭和二十二年（一九四七）に正式発足しているから、今年いわば還暦を迎えたことになる。それに因んで、社報『やすくに』最近号に小文を寄せたが、本稿では、その詳細と関連の事項を資料の紹介も兼ねながら論述させて頂こう。

ところで、私は四十年前（昭和四十二年八月）初めて沖縄を訪ね、主な戦蹟を巡拝して、拙稿を纏めたこと⁽²⁾がある。それを読んで沖縄の遺骨収集を志した友人坂本大生氏は、現地の方々に理解と協力を仰ぎ、各地のシルバー・ボランティアを募り、既に二十回も奉仕活動が続けてきた。私も近年二回そのメンバーに加わり、南部（糸満市大里）洞窟の遺骨収集を手伝い、現地での慰霊祭にも参列して、いろ

いろなことを学び、あらためて考えさせられた。

そもそも「戦没者の慰霊」と一口にいうが、昭和二十年の四月から六月まで、軍人・軍属も一般民間人も必死に戦い、十数万の「戦没者」を出した沖縄の場合、軍と民を区別することは甚だ難しい。むしろ、国家の召集・動員に応じて一命を失い「戦死」扱いされる方々も、戦闘に巻き込まれて一命を失いながら「戦死」扱いされない人々も、まさに「本土防衛の盾」となれたことには違いがない。けれども、前者は靖國神社および沖縄県護国神社で「祭神」として祀られ、毎年「慰霊祭」も肅行されてきたが、後者についてはどうであろうか。

周知のとおり、広義の戦没者に関する慰霊も、沖縄だけでなく、原爆を被った広島・長崎や空襲で焼かれた大小の都市など各地域において、様々の形で行われてきた。

しからは、全国レベルでは従来どのようなことが為され

てきたかを振り返ってみると、本稿でとりあげる「みたま祭」とその関連行事のもつ意味は、各々に少くないと思われる。以下、その来歴を可能な限り明らかにしたい。

一 敗戦直後の「大合同慰霊祭」案

念のため顧みれば、明治二年（一八六九）六月に創立された「東京招魂社」が、同十二年六月、「靖國神社」と改称され「別格官幣社」に列格された。その奉告祭の御祭文に、

内外の国の荒振る寇等を刑罰め、服はぬ人等を言向け
和し給ふ時に、汝命等の明き直き誠心を以て、家を
忘れ身を擲ちて、各々も死亡にし其の大きき勲功に
依てし、大皇國をば安國と知し食す事ぞと思ほし食す
が故に、靖國神社と改め称へ、別格官幣社と定め奉り
て……

とあるごとく、当社には、国家の統一と独立のため、それに反抗する寇等や服従しない人等と戦って死亡した勲功により、その「命等」の神霊が招かれ祀られている。

ただ、その戦死者たちが「靖國祭神」として認定されるには、基本的にとどのような要件があったのか、また「靖國大神」として合祀されるには、具体的にどのような手続きがとられたのか。それを、明治から大正を経て昭和に至る

百年近い実例につき調べてみると、かなり厳密な基準を設け厳格に運用されてきたが、必ずしも一様ではない。⁽⁴⁾

その要件・基準について再検討を余儀なくされたのは、従前より何十倍も多い「戦没者」を出した「大東亜戦争」の終結（戦闘停止）直後である。それを最も早く提唱した一人は、陸軍大將東条英機氏にほかならない。彼は自ら開戦に踏み切った大戦の敗北に直面して、その全責任を負う覚悟を固め、昭和二十年八月二十八日、陸軍省副官（大佐）美山要蔵氏に、次のごとく語っている。⁽⁵⁾

靖國神社の処置であるが、これは永久に存続する。御親拝も当然にあることと思う。未合祀の戦死・戦災者、戦争終結時の自決者も合祀すべきである。之を犬死としてはならぬ。人心安定、人心一和の上からも必要である。

これによれば、軍人・軍属などで戦争のため死亡した「戦死者」のみならず、戦時下に公務で被災をして亡くなった「戦災者」も、戦争終結時の「自決者」も、従来の基準・内規を見直して「合祀」するよう提言したのである。それは、直ちに陸軍大臣下村定氏のもとへ報告されたにちがいない。そして九月二十一日、陸軍省から次のような二つの提案が示されている。⁽⁶⁾

（イ）靖國神社合祀等二関スル件

判決

一、一般戦災者、モ含ム、大合同慰霊祭、祭ノ、靖國神社以外ノ
地ニ於テ実施スルコト、シ、内閣ニ於テ主催スルモ
ノトス。

理由1、一般戦災者モ含ム合同慰霊祭ナルヲ以テ、政府
トシテ実施セラルルヲ適當トス。

2、場所ハ、靖國神社臨時大祭（合祀祭）ト誤解ヲ
生ズル虞アルヲ以テ、靖國神社以外ノ地ヲ選定ス
ルヲ適當トス。

（ロ）靖國神社ノ合祀等ニ関スル意見

一、本秋、大合祀祭ヲ実施セラレ度。

理由／陸海軍ノ解散モ遠カラザルモノト考ヘラルルニ
付、今直チニ英霊ノ柱数・氏名ヲ調査スルハ不可
能ナルモ、事務的処理ハ今后努力スルコトトシ、
軍ノ解散前ニ、支那事変・大東亜戦争等ノ為ニ死
歿シタル英霊ニ対シ、軍トシテ最后ノ奉仕ヲ致シ
度、熱望シアリ。

二、合祀者ノ範圍ヲ左記ノ通ト致シ度。／左記

（一）、大東亜戦争終結迄ニ戦死・戦傷死・戦病死セルモ
ノ、鉄道・船舶・義勇戦隊員等トシテ勤務中死
歿セルモノ。

（二）、軍需工場等ニ於テ勤務中死歿セルモノ。

（三）、大東亜戦争終結前后ニ於テ憂国ノ為自決或ハ死亡
セルモノ。

（四）、敵ノ戦行動ニ因リ死歿セル常人（戦災者、鉄道・
船舶等ニ乗車・乗船中遭難セルモノ）。

理由／国家ノ総力ヲ挙ゲ、且本土モ戦場トナリタル今
次戦争ノ特性ニ鑑ミ、敵ノ戦行動ニ因リ死歿シタ
ル者ハ、軍人・軍属ニ限定スルコトナク全般的ニ合
祀セラルルヲ適當ト認ム。

このうち、まず（イ）によれば、「一般戦災者モ含ム」
全戦没者のために、政府の主催で「大合同慰霊祭」を実施
すべきだが、それは従来「戦死者」と確定された英霊を靖
國神社で合祀してきた「臨時大祭」と混同されないように、
「靖國神社以外ノ地」を選定すべきだという。

一方（ロ）の意見によれば、近く解散必至の陸（海）軍では、
何とか同春秋（十月下旬の例大祭か）に「大合祀祭」の実施
を熱望している。しかも、その「合祀者」は、従来のよう
な「軍人・軍属等」だけでなく、戦闘に関連したことが原
因で被災死した「常人（戦災者……）」も、全般的に包含す
るのが適當だと考えているというのである。（但ここに空襲
や原爆などの被災者までは入らないと解される。）

しかし、この陸軍省案に対し、異論・批判の意見が相つ
いでいる。^(?)まず海軍省からは、（イ）には同意するが、（ロ）

の(三)と(四)に関して「将来特別二個々ニ論議」すべきで「今回ハ合祀セザルコト」との異論が出された。ついで靖國神社からは、(イ)について「日本ノ神社ノ本質、靖國神社ノ性格ニ鑑ミ、柱数・氏名不明ナル英霊ノ合祀ハ適當ナラザルモノ」との批判が出された(ロ)については「神社ノ触ル所ニアラズ」として言及せず。さらに宮内省からは、(イ)〈ロ〉あわせて次のような批判と代案が示された。

一、合祀祭及合祀ノ範圍ノ件

柱数・氏名ノ不明ナル英霊ヲ合祀スル件ハ、同意シ難シ。但シ合同慰靈祭ヲ実施シ、祭神判明次第、逐次合祀祭ヲ実施セラルルヲ適當ト認ム。

将来合祀スル場合ノ範圍ハ、靖國神社ノ本質上、一般戦災者ヲ含マザルヲ適當ト思惟ス。

二、慰靈祭実施ノ場合、其実施場所ノ件

(1) 靖國神社招魂斎庭ヲ利用シテ慰靈祭ヲ実施スル場合ハ、戦歿者ノミニ留ムルヲ適當トス。

(2) 一般戦災者モ同時ニ慰靈祭ヲ実施セラルル場合ハ、靖國神社ノ境内ヲ使用スルコトナク、他ノ適當ノ位置ヲ選定セラレ度。

三、行幸ヲ仰グ件

第二項ノ場合、行幸ヲ御願ヒスルハ可ナリト思惟ス。すなわち、宮内省としては、靖國神社に合祀できる者を

従来どおり「戦死者」に限り、しかも「柱数・氏名ノ不明ナル英霊」ならば、まず招魂斎庭で「合同慰靈祭」を行い、やがて子細の判明するにつれ「合祀祭」を実施すべきであるが、もし「一般戦災者」まで含めて「(大合同)慰靈祭」を行うのならば、原案(イ)の通り靖國神社以外の場所を選ばべきであり、ただいずれの慰靈祭にも天皇陛下の行幸(親拝)を仰ぐことは可能だと思ふ、との的確な見解を示したのである。

その結果、同年十一月十九・二十・二十一日、靖國神社の招魂斎庭で実施された「臨時大招魂祭」の対象は「大東亜戦争並ニ支那・滿州事変ニ関シ死歿シタル軍人・軍属等」で未合祀の者に限られた。つまり、「一般戦災者」を含む大合同慰靈祭は行われなかったのである。しかし、それもやがて別の形で実現することになる。

二 長野県遺族会の「奉納盆踊大会」

この臨時大招魂祭が何とか斎行されて間もない十二月十五日、GHQから苛酷な「神道指令」⁽⁹⁾が出された。それに伴ない、「軍国的神社」^{ミリタリー・ソサエティ}の代表的存在とみなされた靖國神社は、「解体」「除去」の危機に晒されたが、神社の当局者は、必死の交渉を繰り返している。⁽¹⁰⁾そして翌二十一年に入ると、新宮司筑波藤麿氏のもとで、四月一日、新しい「靖

國神社規則」を制定した。その第二条に、

本神社ハ、創立ノ際、明治天皇ノ宣ラセ給ヘル「安國」ノ聖旨ニ基キ、国事ニ殉ゼラレシ御霊ヲ祭神トシ、其ノ神徳ヲ光昭シ、併セテ遺族慰藉ノ方途ヲ講ジ、以テ平和醇厚ナル民風ヲ振励スル

との目的を掲げている。⁽¹⁾それを承けて、一方で従来に近い「靈璽奉安祭」(二十九日夜「春季例大祭」(三十日昼)を斎行する(但しGHQの意向で天皇親拝も勅使参向も中止)と共に、他方で「国家を離れた」宗教として……新しい時代にふさわしい神社として立ちゆく」ため、様々な努力をしている。たとえば、七月早々から「社頭において御籤の授与を始め」(十月から「英文御籤」も發行、「参拝遺族のため、参籠宿泊所として旧祭典事務所を改装」(九月から「国防館」も「靖國會館」と改称し休憩宿泊所化)した。そして、ともかく生き残るために、九月七日、単立の「宗教法人」として登記するに至ったのである(注10参照)。

そんな折に、長野県の遺族連合会から、積極的な働きかけがあった。同会は四月二十一日に結成されたばかりだが、六月十七日の第一回総会で「遺族待遇改善ニ関スル政府ヘノ建議」などを決議した。その二十二日から役員達が靖國神社などに宿泊しながら議会(代議士)への請願に奔走している。しかも、彼等は宿泊中の神社で意外なことを提案

し、その一つをわずか半月後に実現してしまったのである。そのいきさつが六年後の講和独立直後『小県遺族会報』⁽¹²⁾に次のごとく記されている。

昭和二十一年の六月、わが長野県遺族会では、時の九十(帝國)議会に対し、遺族援護に關し……請願をしたのであるが……同(靖國)神社の昔に變る有様を見た、その時の県遺族会長(全國遺族会長でもあった)久保田長重、同常務理事萩原武平、其他二三の有志には、これをなげき早速神社と相謀り、筑波宮司を先頭に、靖國神社参拝団なるものの組織をつくり、それによって神社の復興の一助としようとしたが、連合国総司令部より指しとめられたばかりか、折角つくったパンフレットを押収されてしまった。

それで何とかする方法はないかと協議の結果、長野県内の娘たち八十名ばかりをつれて上京し、その夏の七月十三・十四の両夜、靖國神社境内に於て、信濃名物の伊那ぶし・木曾ぶし・大町小唄など各地の小唄に合せて手ふり足つき面白く手踊りをさせた。地元九段の有力者もかり出し、新宿の新井日親氏も協力してくれ、九段の芸者も無料サービスをしてくれたので、思わぬ賑となり、当時の話題となった。……この時招待されて来た総司令部の上官達が、この催を見て、吾々

遺族に対する認識を新たにし、下から盛り上げるのなら
(靖國) 講を作ってもよいことを教えてくれた。

右の記事は、「靖國神社の参拝団と靖國講宿泊の出来るまで」と題されているとおり、彼等が「全国遺族に呼びかけて、靖國講なるものをつくる」さきがけとなったことの説明に重点がある。そのため、境内で「手踊り」を奉納したことは簡略な説明に留まるが、それでも地元(九段や新宿)の人々の協力があつて成功したことに触れていることを見逃してはならない。

この件に関して、靖國神社の偕行文庫に残る当時の資料を調べてもらったところ、まず『社務日誌』の中に次のような関係記事がみられる。

六月二十四日／……長野県遺族会より奉納、地方民謠会、……等二関シ、打合会ヲ開催ス。……

長野県遺族久保田長重外二名連泊シ、其他十名ハ各々挨拶ノ上退社セリ。

七月二日／……東京都遺族会代表トシテ左記ノ者(吉川栄太郎以下四名)、在泊中ノ長野県遺族連合会々々長久保田長重二面会ノ為ニ来社。……

七月九日／……社務所ニ於テ地方民謠奉納当日ノ接待・宿泊・設備等二関シ、職員打合せ会ヲ行フ。

七月十一日／……日本放送協会報道部石毛勘次氏、民謠

奉納ノ実況録音放送ニ関スル打合せノタメ来社。……

七月十三日／……坂本主典、奉納盆踊招待ニ関シ、連合軍司令部ニバーンズ大佐ヲ訪問セリ。……長野県遺族会ノ踊子十余名、先着ス。

七月十四日、日曜日、晴／……午后五時ヨリ拝殿ニ於テ、長野県遺族連合会、主催ノ地方民謠奉納奉告等祭執行。……／午后七時ヨリ境内相撲場ニ於テ、地方民謠並盆踊アリ。主催ハ長野県遺族連合会。新宿三光町会・牛込余丁町会・九段町会后援ニシテ、午後十時頃迄盛大ニ挙行サル。連合軍司令部バーンズ少佐以下、観覧セリ。……

七月十五日、月曜日、晴／……昨夜二続キ午後七時半ヨリ奉納盆踊大会開催。午後九時半解散。観客約一万五千ニシテ頗ル盛況ヲ呈セリ。尚、来賓トシテ連合軍最高司令部ネルソン少佐、外一名ナリ。

これによれば、提案から実施までに三週間しかない。しかし、まさに長野県遺族連合会の熱意が、靖國神社に受け容れられ、また地元町会の協力もえて、予期以上の成功をおさめられたのである。その実情は、昭和二十一年前後の『来翰発翰綴』などにより詳しく知ることができる。⁽¹³⁾

しかも、このような「奉納(民謠)盆踊大会」が七月お盆の時期に初めて行われ好評をえた、という実績があつた

からこそ、翌年七月、後述の「みたま祭」を創始すること
も可能になったと言つてよいが、その間にもう一つの要素
が作用しているとみられる。

それは民俗学者柳田国男氏の助言（ないし指導）にはか
ならない。古稀を迎えた柳田氏は、名著『先祖の話』を「昭
和二十年の四月上旬に筆を起こし、五月の終りまでに……
書いてみた」と十月二十二日付の「自序」に記している。
その背景には、同年三月、学友折口信夫氏の養子が硫黄島
で戦死したと聞き、また五月に自身の長男が召集されたこ
ともある。事実、本書の末尾に「急いで明らかにしてお
かねばならぬ問題は、家とその家の子なくして死んだ人々
との関係いかんである」として次のごとく論ずる。

国のために戦つて死んだ若人だけは、何としてもこれ
を仏徒のいう無縁ぼとけの列に、疎外しておくわけに
は行くまいと思う。もちろん、国と府県とは晴の祭
場（靖國神社と護國神社）があり、靈の鎮まるべき処は
設けられてあるが、一方には家との骨肉相依るの情は
無視することができない。家としての新たな責任、
そうしてまた喜んで守ろうとする義務は、（子なくして
死んだ人々の）記念を永く保つこと、そうしてその志
を継ぐこと、及び後々の祭を懇ろにすること……国
難に身を捧げた者を初祖とした家が、数多くできると

いうことも、もう一度この（わが国）固有の生死観を
振作せしめる一つの機会であるかも知れぬ。

このように敗戦前から戦死者（特に未婚のまま死んだ若
人）の慰霊祭祀をいかに続けてゆくか熟慮していた柳田氏
は、翌二十一年夏から靖國神社と浅からぬ関係をもつこと
になった。それが『社務日誌』に次のごとくみえる。

六月十七日／……崇敬者総代会開催ス。……／議案……

一、靖國文化講座及雑誌発刊ノ件。……

六月二十五日／……靖國文化講座（仮称）講師依頼ノ為、

世田谷区成城町自宅ニ柳田国男ヲ訪問ス（坂本主典）。

六月二十六日／……靖國文化講座ノ件ニ関シ、連合国最

高司令部バーンズ少佐……ヲ坂本主典訪問ス。

七月十五日／……文化講座打合せノ為、坂本主典、柳田

国男先生ヲ訪問セリ。（※二十四日にも訪問）

七月二十五日、木曜日／……午前九時ヨリ正午迄、国防

館階上（映写室）ニテ柳田国男氏ノ民俗学講座開催。

「氏神ト氏子ニ就テ」第一回目、聴講者約百五十名。

七月二十六日、金曜日／……文化講座、昨日ニ続キ開催。

聴講者、前回同様ナリ。

七月二十七日、土曜日／……文化講座第三回目開催。聴

講者八百三十九名。本日ヲ以テ終講ス。

尚、職員ニヨル懇談会ヲ記念殿ニ於テ催セリ。

※九月二十八日から十一月三十日まで、ほぼ毎週土曜日「民間伝承の会」(代表橋浦泰雄) 主催民俗学講座が靖国会館講堂で開催され、講師として柳田国男が何度も来社している。

このように柳田氏が「靖國文化講座」を委嘱されて出講したのは、前述の長野県遺族会による盆踊奉納が提案され実施された時期と殆ど重なっている。ちなみに、同氏(旧姓松岡)は、長野県飯田出身の柳田家の養子に入り、伊那などの盆踊も熟知していた。従って、もし、長野県遺族会の関係者から盆踊奉納の相談を受ければ、強く勧めたにちがいない。少くとも神社の主典坂本定夫氏から「奉納盆踊大会」の計画を聴き、『先祖の話』(この四月刊行)にも詳述した「盆の祭」の民俗学的な意味などを同氏に語って⁽¹⁵⁾いる。それが翌年、あらためて大きな意味をもつことになる。

三 靖國神社主催の「みたま祭」発足

敗戦後すっかり参拝者の少なくなった靖國神社の境内が、昭和二十一年七月の奉納(民謡)盆踊大会で久しぶりに賑わった。折しも、GHQ「厳しい占領政策」により、同年秋から合祀祭も例大祭も停廃せしめられた靖國神社では、「一般崇敬者の基礎の上に立つ神社として、民間に普遍する行事と信仰を採り上げ」る必要にも迫られていた。⁽¹⁶⁾そこ

で、翌二十二年から、まず五月五日に「端午祭」、ついで七月十五日前後に「みたま祭」を新たに持っている。

この「みたま祭」は、前年の奉納盆踊と異なり、最初から靖國神社が中心となって企画・運営された。それゆえ、当社に詳細な『みたま祭書類綴』が残っている。以下その中のおもな資料を紹介しながら、第一回の実情を明らかにしよう。

まず「みたま祭」を新しく始めるにあたり、その意味を説明するために作られた「『みたま祭』について」と題するガリ版刷が二種類残っている。仮にA・Bと称するが、おそらく原案とみられるAは「趣旨」と「参考」を簡条書きしているのに対して、BはAの「趣旨」を一文に纏めたものである。よって、かなり長いが、Aの「参考」とBの全文を左に引用しておこう(便宜、文節毎に番号を冠した)。

A〔参考〕

①盆が仏教に起原するといふ根拠は、仏弟子目連が衆僧に供養して、母を飢餓地獄から救ったといふ説による。

②我が国の盆行事の実態は「靈魂をよび迎へる」ことであって、仏説の基礎たる成仏とは逆である。

③又、盆の供膳は、靈魂への供膳であって、僧への供膳ではない。

④特定の時期と場所とに亡き靈魂を迎へて祭ることは、別に仏教々義のみにより始められたものではなく、支那には支那の、

日本には日本の固有のみたま祭があつた。

⑤日本人の本来の信仰では、先祖とは個々の霊ではなく幾代も、肉親の霊が一つに集つた大きな力強い霊であつた。

⑥この霊は、凡ての災から子供を守つて下さると考へる。

⑦神は一般に身近な高い所にをられ、特定の時、特定の場所へ降られ、それを家へ迎へてお祭りし、その加護により除災される。

⑧年の初めと丁度なかに、かうしたみたまの加護を新にして、生活の平和を希つた。正月と七月と二回にみたま祭があつたのである。

⑨古くは満月から満月の間を一ヶ月と考へるのが、月の見えな新月から新月へとするよりも自然であつたらしい。

⑩このように固有信仰のみたま祭は、先祖のみたまの加護により、新しい平和な生活を約束される目出度く楽しい日であつた。

⑪この故に、両親揃つた家では、「生きみたま」「おめでたきこと」と等と称して、両親に供膳して祝ふことすら普通に行はれた。

⑫死のおそろしさ悲しさをまだ記憶に残したい新しい精霊を持つ家では、かゝるめでたく大切な祭をけがさぬ為に、別に祭をした。

⑬しかし、祭を二重にすることは、社会生活の複雑化と共に不便となつて来た。

⑭しかも、新しい精霊や無縁の精霊が祭られないならば、それらの霊は、むしろ平和をかきみだし災をするやうになるであらう。

⑮むしろみたま祭をくりかへすことによって、かかる霊が清まはるのである。

⑯この矛盾を死の穢を知らない僧侶によつて採りあげられた。

⑰仏教の流行と共に、この面が濃く表面に出、先祖のみたま祭は背後にかくれ、従つて盆といふ言葉と仏教の盂蘭盆供といふ語で説明されるやうになったが、本来はこの語も、盂蘭盆供とは別に、新しい精霊の祭の為の特別の名を起源としたらしい。

⑱このやうに、盆は仏教的行事との印象が濃い、その中には日本固有のみたま祭の形も残つてをり、且つ靖國神社で行はうとするのは盆ではなくてみたま祭であるといふことから、問題はなと思はれる。

B (趣旨)

(1) 靖國神社は、私達の身近に生活され、しかも普通でない死を遂げられた方々をお祭する特殊な神社で、慰霊が特に大きな御本質となつてゐます。昭憲皇太后様が御歌「神垣に涙たむけてをがむらしかへるをまちし親も妻子も」を賜つたことにも、この旨が明かです。

(2) この御本質に副ふためには、いくらお慰めしても足りぬ位で、

春秋の例祭の他にも機会ある毎に慰霊のお祭りを行ひたいとかねてから思つてゐたのですが、今までは神社規則で、さうしたお祭を行ひ得ませんでした。今日はさうした枠もなくなりましたので、十一月十五日の節句、七五三の祝にお祭を行つて、御祭神にも昔を思ひ出して頂き、又子供達の元氣な姿も御覧に入れたら、お慰めの一つにもならうと思ふのです。

(3)さうした年中行事の中でも、七月十五日前後に、なつかしい先祖や肉親やよるべないみたまを招いてお慰めし、且つはそれによつて、生きてゐる人々の心も、安らかにしばし平和な生活をおくる習慣を、私たちは古くから持つて来ました。又靖國神社の御祭神は、この慰めのお祭を家庭でも享けられる方々もありですし、一方には一年一度のこのお祭を享けることすら出来ないやうな御氣毒な境遇の方々もおおいになるのです。

(4)この故に、例祭の他、慰霊の爲に行つてゆく年中行事の中心のものとしてみたま祭を行い、より一層みたまをお慰めすると共に、心から慎しんでこのお祭りをすることによつて、今日のすさみがちな世の中も、明るく平和に楽しい世の中となつてゆくことを希ふのです。

(5)唯、この時期がお盆にあたり、それが今迄仏教行事と考へられて来た為、それを神社で行ふことに疑問を持たれる向もあると思はれますが、簡単にいへば、我が国には我が国固有の

みたま祭が古くから行はれてゐて、その下地があつたればこそ新に入つて来た仏教の盆行事も自然に行はれるやうになり、盆といふ名称すら、仏教の盂蘭盆会が起源と云はれるより以前に、固有の名称として発足したもののやうです。又、今日残つてゐる盆行事の実態には、固有のものがまだまだ行はれてゐて、神社でみたま祭を行ふことが必ずしも不自然ではなく、靖國神社の御祭神の場合には特に大切な慰霊の行事であると思ひ、今後毎年続いて行ふこととしました。

右のうち、A〔参考〕では、ほとんど柳田国男説(とりわけ「先祖の話」)を要約しながら、一見仏教的な盆行事が実は「日本固有のみたま祭」に由来するから、七月お盆の時期に神社で「みたま祭」を行つても差し支えない、との論拠が明らかにされている。それをふまえてBでは、靖國神社こそ「慰霊のお祭り」が不可欠だから、お盆の時期に「我が国固有のみたま祭」を大切な年中行事として始めることにした、と説明している。

この両方に日付がないけれども、おそらくAは、早い段階に、内部の検討資料か、ないしGHQへの説明材料として作られたものであらう。それに対してBは、「みたま祭」への協賛を求める業者や団体など、ないし参列を呼びかける遺族会や戦友会などに配られたのではないかと思われる。その準備過程に関しては、『社務日誌』に次のような記事

がみえる。

五月十九日／……宮司以下…集合。盃蘭盆行事ニ関シ、第二回目ノ打合せヲ為セリ。

五月二十日／……池田欄宜、みたままつり行事打合せノ為、都内各百貨店ニ出向。

六月十八日／……高原主典、みたま祭雪洞ノ件ニ付、上野公園美術館ニ出向ス。

※同二十五日、七月十二日、ほとんど連日、同趣の「職員夫々手分ケシ依頼者へ出向ス」との記事あり。省略

六月二十六日／……「みたま祭」ニ関スル職員打合せヲ行フ。

七月四日／……みたま祭ボスター、社殿各所ニ揭示。

七月七日／……みたままつりニ関シ、靖國講々元高松八百克氏以下各世話人來社。神社側ヨリ宮司・権宮司・池田欄宜等出席、打合せヲ為シタリ。

七月十日／……清水組奉納ニヨル舞台及雪洞柱ヲ建テ始ム。

七月十一日／……全職員、みたま祭授与品短冊作製。

七月十三日 日曜日 晴／……、社殿ニハ……参道両側ニ各界諸名士揮毫ニナル奉納懸ポ、ンボリ、二百数十ヲ懸吊ス。午後九時以降取りハズシ拝殿内ニ格納ス。／一、

中門両側ニ花席ヲ設ケ、奉納生花約五〇瓶ヲ飾ル。／一、社殿授与所、臨時天幕ヲ張り増設。特製提灯等、靖國講員ノ援助ニテ一般ニ授与ス。

このように五月中旬から打合せを重ね準備を進めている。ちなみに、坂本欄宜は、五月三十一日から「当分の間、連合軍総司令部（GHQ）に派遣（出向）」を命じられているので、GHQの関係者に対して、先に行われた「端午祭」と同じく「みたま祭」も「フォーク祭」（民俗行事）として始めたいと説明し、諒解をえたことであろう。

ついで六月に入ると、拝殿前や参道脇に飾る懸雪洞への揮毫を、東京近辺の著名な芸能人・文化人たちに依頼し、内諾した方々の所へ職員が一々出かけている。その依頼状にも、七月創始の「みたままつり」は「我国古来の習俗」と説明した上で、「御祭神の安鎮」と「参拝遺族の慰藉」のため掲げようとする雪洞（横一尺八寸五分・縦一尺一寸、中に電球を点す）の紙面に「絵画・詩歌・俳句・川柳等何にてもよろしく」書いてほしいと求めた。それに応じて、合計二百数十名の方々が真心のこもった作品を寄せている。これは、敗戦後の占領下でも「戦没者」慰霊への切なる思いがいかに強かったかを示すものといえよう。

この「みたま祭」の実施状況は、詳細な資料があるけれども、簡略に記すと、七月の十三・十四・十五・十六の四日間、各々午后三時から祭典があり、夜六時まで毎晩三万人前後の参拝者が雪洞・提灯で飾られた境内を埋め尽くした。旧遊就館前の特設舞台では、昼間に緑ヶ丘劇団や富国

生命文芸部の独唱・合唱・紙芝居・人形芝居・無言劇など、夕方から、北南会による漫才・講談・浪曲・舞踊・奇術・腹話術・歌謡曲などが奉納されている。(尚、十七日も中門内参道両脇に懸雪洞を吊した。)

これで「みたま祭」の基本形はできあがった。それを承けて、翌二十三年には、準備を四月から始め、懸雪洞の揮毫依頼も全国に広げている。期間中の余興には、新しく映画や獅子舞等が加わり、大村益次郎銅像の周囲で盆踊も行われている。

さらに翌二十四年からは、新たに歌舞伎の素踊や能・狂言・箏曲などの奉納、消防庁音楽隊の吹奏楽パレード、講園溝による花火の打揚げなども加わった。それゆえ、すでに同年五月、神社からGHQあて提出した現状レポート(注16、七七頁)にも、「一般の人々からも此の祭典が当神社に最もふさわしいものと考へられてゐる事は、年々の参拝者の増加によって明らか」と報告している。

四 七月十三日の「諸霊祭」と鎮靈社

このようにして発足した「みたま祭」は、地元九段や千代田区民も東京都圏の人々も気軽に親しめる夏祭として定着し順調に進展をとげた。

ただ、その祭で慰められる「みたま」は、靖國神社に招

魂・合祀されている祭神(戦死者)であるにせよ、それ以外の一般戦没者も含まれるのかどうか、必ずしも明らかにされていない。おそらく参拝者の多くは、前者への慰霊と共に、後者へも思いを致してきたのであろう。

そのような心情が反映されたのか、昭和二十四年度から「みたま祭」に先立ち、「諸霊祭」が行われるようになった。「靖國神社百年史」の「事歴年表」(注10、五〇六頁)に次のごとく記されている。

七月十三日／午後六時、みたま祭前夜祭にさきだち、旧招魂斎庭において、大東亜戦争に際し、戦陣に死し、職域に殉じ、非命に斃れた人々で、靖國神社に奉斎されざるみたまの慰霊祭を執行す。以後、「諸霊祭」として恒例となる。

この「諸霊祭」に関する資料はほとんど残っていないため、どのような経緯で始められたのか、今のところ詳しいことは判らない。ただ、翌二十五年七月十三日、「齋主靖國神社権宮司池田良八」により奏上された「諸霊祭祀詞」の下書き(未定稿)を偕行文庫で拝見することができた。その主要な部分を左に引用しておこう。

(前略) 汝諸命等……昭和十六年に起りし大戦争の禍の為に、病に斃れ、思ひもかけぬ事故に玉の緒を絶たれ、或は敵の矢弾に身罷り、或はゆくりなき終戦の

為に外国にありて玉の緒の絶えまし、こそ、実に憂れ
たき極なれ。

汝命等の亡きあととは、古き手振のまにまに各々の家々
にてみ祭仕奉りつつありとは思へども、み国の大さ
さやぎの為に身罷りまし、命等なれば、一年に一度は
一つところに招奉り振舞ひ奉り御心を慰め奉らんと、
ゆかり深き靖國神社の神職等思ひ計り、み国の津々
浦々に至るまで祖先のみ霊招奉りなごめまつる夏の真
中にして、これの神社の恒例の御祭仕奉るこの七月十
三日の夕……今より往先迷ふ事なく安く平穩に御霊の
御座にありて……平けき安けき人の世をつくり固め成
さんと勤み務む現世の人々に、幽世ながら力を協せ授
け恵み給へと……白す。

これによれば、先の大戦に直面して、病氣・事故・被弾（空襲・原爆なども含む）のため亡くなったたり、終戦のため外国にいて（中国などに残留したりシベリアなどに抑留されたりして）亡くなったような人々、総じて「み国の大ささやぎ（騒動＝戦争）の為に身罷」られた全戦没者の「御心を慰め奉らん」としたものにほかならない。それらの亡霊は、各々の家庭でも祭られていると思われるが、一年に一度、全国的に「祖先のみ霊」を招く真夏の七月十三日、すでに靖國神社で「恒例の御祭」となっている「みたま祭」（前夜祭）

の夕方、この「諸霊祭」を執り行ったのである。

しかも注目すべきは、これが「靖國神社の神職等」の「思ひ計り」によって、いわば非公式に始められた祭とされていることである。また、それらの諸霊は、この祭によって迷いのない平安な「御霊」となって鎮まることができ、さらに平和な社会を作ろうとする現世の我々を援けて下さる、と考えられていたことである。

上述のごとく、昭和二十二年創始の「みたま祭」自体、靖國神社が被占領下で一宗教法人となり、従来のような祭式も行事も本質的な改変を余儀なくされた状況下で、神職有志が新たに考え付いた民俗的行事である。それに加えて、同二十四年以降、このような靖國祭神以外の全戦没者の「諸霊」を慰める祭が神職等の発意で新たに行われるようになった意味は、決して小さくないと思われる。

この諸霊祭は、毎回「旧招魂斎庭」（本殿に向って左側の空地）で常磐木の神籬ひもぎを樹て、そこへ臨時に諸霊を招く形で行われてきた。しかしながら、それは十六回で終り、昭和四十年から一変してしまふ。

なぜなら、その近く（元宮もとみやの南側）に高さ一丈（約三メートル）の「鎮霊社」が建てられ（五月二十六日地鎮祭、六月二十一日上棟祭）、七月十三日夜八時より鎮座祭が行われたからである。ここに鎮斎された祭神は、左の二座とされて

(19) いる(宣命体の助辞を平仮名に直した)。

①一座 嘉永六年以降、幾多の戦争・事変に起因りて非命に斃れ職域に殉じ、自ら生命断ちにし命等にして靖國神社に祀られざる諸命の御霊

②一座 西暦一八五三年以降、幾多の戦争・事変に関係りて死歿にし諸外国人の御霊

つまり、この鎮霊社では、米國提督ペリーの来航した幕末(嘉永六年―一八五三年)から今日までの間に起きた幾多の戦争・事変に際会して、①被災・殉職・自決した日本人で靖國神社に合祀されない御霊だけでなく、②同様に死歿した諸外国人の御霊も併せて対象とされることになったのである。念のため付け加えれば、その期間は、昭和四十年の時点までだけでなく、慰霊の続く限りそれ以後も全て含まれることになろう。また、ここにいる戦争・事変は、日本が交戦したものでなく、日本と直接関係のない地域の紛争やテロなどまで含まれることになろう。

このような時間的にも空間的にも無限定に近い、氏名のわからない無数の戦没者は、靖國神社本来の「靖國大神」(幕末維新期から大東亜戦争までの氏名明白な招魂・合祀ずみの戦死者)と全く異なる。また「みたま祭」の前夜、臨時に招かれ慰霊されてきた「諸霊」(大東亜戦争で亡くなった上記以外の一般戦没者)とも著しく異なる。

それにも拘らず、これらの「御霊」を①②二座にまとめて「鎮霊社」という常設社殿に鎮斎した以上、そこに年中毎日お供えを差し上げ、毎年七月十三日に例祭を営むことになったのである。これは、戦後一宗教法人になつても、明治創建以来の「聖旨」を奉ずる靖國神社の在り方として、かなり異質の冒険といわざるをえない。⁽²⁰⁾

五 「全国戦没者追悼式」との関連

前述のごとく、昭和二十四年から「みたま祭」前夜祭に先立ち執り行われるようになった「諸霊祭」は、靖國神社の神職等による、いわば非公式の行事であつた。ところが、その三年後(同二十七年)、そこへ臨時に招かれる「諸霊」も本殿に合祀されている「靖國大神」も併せて、大東亜戦争で亡くなった全戦没者の慰霊式典が、政府の公式行事として実施されることになった。その経緯は、昭和五十三年に厚生省が纏めた公式記録に、次のごとくみえる。

さきの大戦は……戦場となつた地域のみならず、内地においても砲火・空襲さらには原爆にも見まれ、この戦いの犠牲となつて死没した者は、軍人・軍属のほか準軍属(動員学徒・被徴用者等)、一般市民も含めると、三一〇万人余の多数にのぼつた。

政府は、これら尊い犠牲者に対し、国をあげて追悼

の誠をささげ、永世の平和を祈念する行事を行うべきであると考えていたが、昭和二十七年（四月二十八日）わが国が独立を回復するとともに、あらゆる国の行事に優先して、同年五月二日、すなわち平和条約発効祝賀式典の前日、「全国戦没者追悼式」を新宿御苑において、天皇・皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、沖繩を含めた全国遺族代表が招かれ、総理大臣をはじめ各界の来賓が参列して、莊厳に行われた。……

すなわち、この「全国戦没者追悼式」は、講和独立の機会に政府（吉田内閣）で企画し実行されたのである。それゆえ、すでに四月八日、「平和条約の発効による独立に際し、国をあげて戦没者を追悼する……式典を実施する」ため、左のような基本方針を閣議決定している。⁽²²⁾

一、政府主催で、五月二日、新宿御苑において、両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を行う。

二、本式典の戦没者の範囲は、支那事变以降の戦争に因る死没者（戦災死者等を含み、軍人・軍属に限らない）とする。

三、本式典は、宗教的儀式を伴わないものとする。

四、本式典中の一定の時刻において、全国民が一せいに黙とうするように勧奨する。

五、本式典には、全国から遺族代表を参列させる。なお、

参列に要する経費に対し、一定額の旅費を国より補助する。

これは極めて重要な意義を有する。なぜなら、吉田茂首相は既に前年（昭和二十六年）十月十八日（秋季例大祭当日）、サンフランシスコ講和条約の調印後とはいえ被占領下にも拘らず、主要閣僚および衆参両院の正副議長と共に、靖國神社へ堂々と特別参拝（正式に昇殿し拝礼）しているが、さらに講和独立直後、一般の戦災死者等を含む全国戦没者のために、政府の主催で「国をあげて追悼する」式典を実施したのである。

ただ、現行憲法の「政教分離」原則への配慮から、「宗教的儀式を伴わない」と断っている。とはいえ、午前十時、両陛下にあわせて参列者（約五千余名）全員が「黙祷」し「献花」もする、という広義の宗教的な追悼儀礼を尽くした。しかも、国家・国民統合の象徴（つまり至高の公人）たる天皇陛下から、次のような「お言葉」を賜ったことは、格別に重い意味があり、全戦没者とその遺族にとって、正に有り難い極みであったにちがいない。⁽²⁴⁾

先頃の相つぐ戦乱のため、戦陣に死し、職域に殉じ、又非命にたおれたものは、挙げて数うべくもない。衷心その人を悼み、その遺族を想うて、常に憂心やくが如きものがある。

本日この式に臨み、これを思い彼を想うて、哀傷の念
新たなるを覚え、ここに厚く追悼の意を表する。

この式典は、独立の機会に行われた特別な今回限りの行事だったようである。しかし、昭和三十年代に入ると、日本遺族会や多くの有志国民などから、靖國神社の「国家護持」を求めると共に、全戦没者への公式追悼を毎年実施してほしいとの声が高まった。

そのような背景のもと、同三十八年の八月十五日（停戦の日）、あらためて政府主催の「全国戦没者追悼式」が行われた。以後これが恒例となり、今年（第四十五回）に至っている。この式典の形式や次第は、昭和二十七年のそれと基本的に変わっていない。

ただ、その会場をみると、第一回は日比谷公会堂であったが、日本遺族会の要望で第二回は靖國神社の境内広場に移された。しかし、屋外の天幕では天候に左右され、収客の人数にも限度があるため、第三回の昭和四十年からは靖國神社にも近い国立日本武道館にvari定着した⁽²⁶⁾。

また、もう一つ重要な変更は、同五十年（第十三回）から、「遺族会等の強い要望があつて」式場中央に樹つ標柱（高さ4.5m）の文字が「全国戦没者之霊」（従来は「標」と改められたことである。この標柱は、単なる主柱ではなく、神道の立場から見ると、神霊の降臨する神籬^{（ひかり）}の一種にはか

ならない。それゆえ、これに向つて黙禱し献花することは、広義の宗教儀礼であり、だからこそ「追悼式」の名も実も備わったことになろう。

六 国立戦没者墓苑拝礼式との関係

叙上のごとく講和独立直後に最初の「全国戦没者追悼式」を主催したのは政府（吉田内閣）である。しかも、それと同時に吉田首相は「全日本無名戦没者合葬墓建設会」を発足させ、翌二十八年十二月、「遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を納めるため、国は、無名戦没者の墓を建立する」との閣議決定に踏み切った⁽²⁷⁾。しかし、これは一宗教法人の靖國神社に代る国立の慰霊施設となる恐れがあるとして、日本遺族会や全国戦友会連合会などから批判が強まっている。

そこで、以後数年さまざまなやりとりを経て、同三十四年三月二十八日、靖國神社近くの千鳥ヶ淵に国立の「戦没者墓苑」が完成し、天皇・皇后両陛下の御臨席を仰いで、政府主催の「戦没者追悼式」が営まれた。その閣議報告をみると、「この墓に収納される遺骨は、戦後（昭和二十八年一月から）政府によつて、各戦域から収集された無名の遺骨であり、右の追悼式は、この収納遺骨によつて象徴される支那事变以降の戦没者に対して行なう」とある⁽²⁸⁾。

ただ、この「収納遺骨によって象徴される……戦没者」とは、どの範囲までをさすのか、必ずしも明らかでない。一方では、海外や沖縄の戦場で収集しえた遺骨は、戦没者の一部にすぎないから、それ（焼骨遺灰）により戦場で亡くなった戦没者を代表させる、という解釈も成り立つであろうが、他方では、逆にもっと広げて、収納遺骨が全戦没者を代表する、という見方も当初から行われている。たとえば、「財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会長」の安井誠一郎氏（東京都知事）は、会報『千鳥ヶ淵』創刊号の巻頭言に、次のごとく述べている。

墓苑にお納めされた御遺骨は、大東亜戦争の全戦域から、政府派遣団が一部宛収集送還した無名の遺骨であつて、その中には戦時中、遺骨の一部が既にその遺族に届けられた戦没者のものも、又軍人・軍属のみならず、現地にいた一般邦人の遺骨も含まれていると考えられます。つまり、大東亜戦争の全戦没者の御遺骨の象徴の一部で……あります。

しかしながら、この見方に立てば、ここで行われる追悼式は「大東亜戦争の全戦没者」に対するものと受けとめられる。そうになると、靖國神社で毎年春秋に行われてきた例大祭や、講和独立直後に行われた「全国戦没者追悼式」の意味が失われてしまいかねない。³⁰けれども、この「戦没者墓

苑」は本来「戦域」からの収集遺骨の遺灰埋納所であるから、ここで一般戦災者も含む全国戦没者の追悼式を行うことには、どうしても無理がある。

それゆえ、政府主催の「全国戦没者追悼式」は、前述のごとく別の所で行われることになり、この墓苑では昭和四十年から「納骨の儀」に併せて「拝礼式」が行われている。³¹ただ、この納骨も拝礼式も政府（厚生労働省）が主催する。どの範囲であれ、遺骨を通して「戦没者」を慰霊する行事は、今も公的に続けられている意のである。

むすびにかえて

以上、六節に亘り論述してきたことの大部分は、すでに専門家・関係者たちによく知られていることであろう。ただ、この機会に「戦没者」とはどの範囲の人々をさすか、また「慰霊」にはどのような形態があるのかを考えながら、関係資料・参考文献を調べ直すことにより、私なりに学びえたことは少くない。

すなわち、(一)敗戦直後に陸軍省から「一般戦災者」も含む全戦没者のために「大合同慰霊祭」が提案されていたこと、(二)被占領下の翌年七月、靖國神社境内で行われた「奉納盆踊大会」は、長野県遺族会が主催し地元の協力をえて成功したこと、(三)その(一)を念頭におき(二)の経験をふまえて、

昭和二十二年七月に創始された靖國神社主催の「みたま祭」に際し、民俗学者柳田国男氏説の強い影響と、懸雪洞揮毫依頼に多くの協賛があったこと、(四)七月十三日、その(三)の前夜祭に先立ち、一般戦没者の御霊を慰めるため行われる「諸霊祭」は、靖國神社の神職等により非公式に始められたこと、しかも幕末以来の国内戦没者と共に海外戦没者まで鎮斎する「鎮霊社」を創建したのは、筑波宮司夫妻の個人的な思想信条に基づくこと、(五)その諸霊祭と異り、国(政府)の主催する公的な「全国戦没者追悼式」は、既に昭和二十七年の講和独立直後実施されており、それを基本的に受け継いで同三十八年から恒例化されていること、しかもその標柱は同五十年から「全国戦没者之霊」と改められていること、(六)旧戦域からの収集遺骨(焼骨遺灰)を納め慰霊する墓所として作られた国立「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」では、納骨・拝礼式が毎年公的に行われていること、などである。

これら(一)～(六)は互いに関連しているが、各時期の状況・風潮(敗戦直後・被占領下・講和独立・経済復興・国際平和・政教分離など)の影響もあって、子細に見れば、戦没者・慰霊の考え方・在り方は、決して単純一様でも完全無欠でもない。しかし、ともあれ戦後半世紀以上にわたり、上述のような戦没者慰霊が行われてきた事実のもつ意味は大き

いと思われる。

このような「戦没者の慰霊」は、今後とも続けられるべき国家的・国民的な課題の一つである。それゆえ、最後に敢えて管見を付け加えれば、一方で(甲)幕末以来の「戦死者」は、明治創建以来の由緒ある宗教法人靖國神社に合祀ずみの二四六万六千余柱である。その「靖國大神」の神道式による慰霊祭祀は、靖國神社(地方では護国神社など)において春と秋の例大祭(靖國神社には今も勅使の参向と祭文の奏上がある)や七月の「みたま祭」などを従来どおり続けていくことが基本的に重要だと考える。

他方、(乙)大東亜戦争で亡くなった戦没者は、「一般戦災者」を含めると三二〇万余にものぼるため政府主催による「全国戦没者追悼式」が一見「無宗教」で行われてきたことにも意味がある。ただ、この形を続けるとすれば、将来的には国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑の拝礼式と統合する方向も検討されてよい(少くとも無宗教の「慰霊施設」など作る必要は全くない)と思われる。

注

- (1) 拙稿「みたま祭の来歴と意義」(『やすくに』第六二四号、平成十九年七月発行)。尚、『やすくに』には、注(15)坂本定夫氏の回想文をはじめ、高橋元二氏の「御魂祭隨

縁」(昭和五十三年六月号)、森田康之助氏の「みたま祭り」(同六十年七月号)、小堀桂一郎氏の「五十年を閲したみたま祭」(平成八年七月号)など掲載。

(2) 拙稿「護国の祈り―沖繩戦蹟巡拝紀行―」(『日本』第七卷十一号、昭和四十二年十一月発行。のち拙著『靖國の祈り遙かに』神社新報社、平成十四年刊に再録)。

(3) 靖國神社編『靖國神社百年史』資料篇・上(原書房、昭和五十八年刊)八九頁。尚、振仮名は明治神宮編『明治天皇詔勅謹解』(講談社、昭和四十八年刊)五七三―四頁(阪本健一氏)も参照。傍点は筆者。以下も同様。拙稿「靖國祭神」の要件と合祀の来歴」(『藝林』第十五卷二号、平成十八年十月発行)。

(4) 美山要蔵氏『復員日記』(昭和三十二年秋、私家版タイブ印刷)所収「終戦前後の日記」三三―四頁。

(5) 『靖國神社百年史』資料篇・上 二六八―九頁。

(6) 同右二七〇―一頁。尚、神祇院も総務課長名で、靖國神社・宮内省と同様の理由により反対している。

(7) 同右二七四―五頁。陸海軍省から靖國神社への通達。

(8) 大原康男氏『神道指令の研究』(原書房、平成五年刊)等参照。

(9) 『靖國神社百年史』資料篇・下(原書房、昭和五十九年刊)三〇―八五頁所収「GHQ宗教部長(バーンス大尉)と靖國神社権宮司(横井時常 会談記録」(昭和二十一年一月十一日) 横井時常氏口述「靖國神社終戦覚書」(昭和四十一年十月二十九日)等、及び事歴年表(原書房、昭和六十二年刊)四六―九頁参照。

(11) 昭和二十七年九月、あらためて宗教法人の認証を受けた

際に制定された「靖國神社規則」の第三条にも、これを承け継ぎ「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた『安国』の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し…」と示されている。

(12) 長野県遺族会編『長野県遺族会誌』(昭和五十六年刊)二九―三〇頁所引「小県遺族会報」第一号(昭和二十七年六月発行)。

(13) 靖國神社社務所『昭和二十年・二十一年・二十二年／庶務、来翰発翰綴』所収の「靖國神社奉納盆踊プログラム」によれば、「主催、長野県遺族会連合会／後援、新宿新光町会・牛込余了町会・九段町会」と明記され、出演者も長野県の「中野町連中」「北安曇郡連中」「木曾福島町連中」「松本市有志」と共に、東京の三町会連中が加わっており、地元の協力をえて成功したものとみられる。

(14) 柳田国男氏『先祖の話』(初版昭和二十一年、ちくま文庫版『柳田国男集』13、平成二年刊所収)二〇八―九頁。当時秘書課長だった坂本定夫氏は、退職後、秋田県の日吉神社宮司となつてから書いた「靖國神社とみたままつり」(『やすくに』第二七六号、昭和五十三年七月発行)に次のごとく回想されている。

「柳田先生は…此の著書『先祖の話』の中でも、又私が見たま祭の事で御意見を伺ひにお訪ねした時にも、先の戦で多くの若者等が死んで行つたが、此等の人々の大部分は、未だ結婚せず自分の家を持たず、従つて直系の子孫をもたぬまゝに此の世を去つた……。代があらたまれば、此等の国の為に倒れた若者等は傍系の先祖となり、その祭はやがて忘れられて行く事にならふ。祀られ

ぬ人々の魂をそのままにして置いて、日本に真の平和は訪れぬだらふ。戦没者の慰霊の祭は盛に行はなくてはならないと述べられ、神社の計画に賛意を表されたのでした。」

尚、昭和二十一年七月二十七日「靖國文化講座」終了後に行われた神社職員との「柳田国男先生座談会」記録（ガリ版刷、坂本優子氏所蔵）では、盆踊の形と起源についての質問に対し、「信州の山奥では：真直に踊って最後に村境へ行つて悪を払ふのが本来である。それが最近になって輪になって踊るやうになったらしい。」「踊は外精霊を防ぐのが主である。踊の起源は、疾病流行や戦争等の後に主としてある。踊で足を踏む形は、無縁の霊を追ふ形で：」「我が国では仏教渡来以前にもやつてゐるやうだ。：跳躍盆踊は仏教の入る前からある。：」と答えている。

〔16〕『靖國神社百年史』資料篇・下 七四〇八頁所収「靖國神社宮司報告書」の「平和的文化的祭祀に就て」。尚、靖國神社偕行文庫には昭和二十二年四月の「端午節趣意書」（ガリ版刷）所蔵。

〔17〕笹本征男氏「アメリカと靖國神社」（中村直文氏・NHK取材班「靖國―知られざる占領下の攻防」日本放送出版協会、平成十九年刊所収）二九五―三〇三頁に、国立国会図書館収集「GHQ/SCAP資料」のうち、靖國神社関係者とGHQ宗教課関係者との会談記録が抄出されており、それによれば、すでに五月七日、横井権宮司から「神社が年間の適当な時期にフオーク祭を挙行する意図を有している」と説明している。

〔18〕

靖國神社庶務課『自昭和二十二年／至同二十五年／みたま祭書類綴』によれば、第一回の「揮毫者人名」として「石橋啓十郎」（書家、東京美術学校教授）から「大河内伝次郎」（俳優）まで七十八名、ついで第二回の「揮毫依頼者」として「横山大観」（院展 以下二百六十一名、さらに第三回は六百名近くに及んでいる。その揮毫作品は連年全部保存されており、第六十一回目の今夏、占領下の代表作八十点が遊就館の「揮毫ほんばり展」で特別展示された。

〔19〕

『靖國神社百年史』資料篇・上 五二三―四頁。この鎮靈社に掲示の立札には「明治維新以来の戦争事変に起因して死没し靖國神社に合祀されぬ人々の霊を慰める為、昭和四十年七月に建立し、萬邦諸国の戦没者も共に鎮斎する。／例祭日七月十三日」とある。

〔20〕

かような新しい試みは、当時の筑波宮司と貞子夫人が昭和三十八年秋「核兵器禁止宗教者使節団」に加わり欧米を歴訪するところから熱心になった。国際平和主義思想だといわれている（注30『靖國戦後秘史』一三〇―五頁）。この鎮靈社ができた翌年正月の社報でも、同宮司は「世界の諸国が……本当に平和を望むなら、かつての敵味方が手を取り合つて、神として我々を導かれることこそ一番大事な事だと思ひます。この意味から昨年は境内に鎮靈社を新たに創建し、一般の戦争犠牲者と共に万邦の英霊をも合祀致しました」と説明している。しかし、この社殿で「万邦の英霊をも合祀」というようなことが、神社神道の教義上本当に可能なのであろうか。管見によれば、これは靖國本来の「英霊」と範疇を異にする国内

外の一一般的な「戦争犠牲者」の「みたま」を静かに慰める
ところと解される。そうであれば、むしろ古来の仏教的
な「怨親平等供養」に類する慰霊のひとつとして意味
がある。国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』
（ぺりかん社、平成十六年刊）等参照。

(21) 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょう
せい、昭和五十三年刊）三九四～四〇三頁

(22) 「全国戦没者追悼式の実施に関する件」（国立国会図書
館「閣議決定等フルテキストデータ収載資料」）<http://www.ndl.go.jp/horei/jp/kakugi/xt/txt0421.htm> 尚、

末尾の備考に「各都道府県及び市町村においては、その
実情に応じ、それぞれ適当な時期において戦没者追悼の
式典を行うよう勸奨する」とある。

(23) 『靖國神社百年史』事歴年表五一八頁。拙稿「靖國神社
への正式参拝」（『産経新聞』平成十三年八月十五日朝刊、

拙著『靖國の祈り遙かに』再録）参照。
日本遺族会編『英霊とともに三十年』（昭和五十一年刊）
二七～八頁。

(24) 注(21)『引揚げと援護三十年の歩み』四〇〇～三頁に
よれば、「遺族代表参列者数」（来賓以外の概数）は、第
一回（日比谷公会堂）が一四〇〇人、第二回（靖國神社
境内）が一五〇〇人、第三回（日本武道館）が四〇〇〇人、
以後特別の年（たとえば「終戦三十周年」の昭和五十年
が五八一〇人）以外は四〇〇〇人台である。その遺族代
表は「軍人・軍属及び准軍族の遺族のほか、外地で非命
に倒れた一般邦人の遺族、及び内地における戦災者等の
死没者の遺族を加えること」が配慮されている。

(25) 注(21)『引揚げと援護三十年の歩み』四〇〇～三頁に
よれば、「遺族代表参列者数」（来賓以外の概数）は、第
一回（日比谷公会堂）が一四〇〇人、第二回（靖國神社
境内）が一五〇〇人、第三回（日本武道館）が四〇〇〇人、
以後特別の年（たとえば「終戦三十周年」の昭和五十年
が五八一〇人）以外は四〇〇〇人台である。その遺族代
表は「軍人・軍属及び准軍族の遺族のほか、外地で非命
に倒れた一般邦人の遺族、及び内地における戦災者等の
死没者の遺族を加えること」が配慮されている。

(26) 日本遺族会編『日本遺族会の四十年』（昭和六十二年刊）
四八～九・五四・五九・一〇六頁。

(27) 「無名戦没者の墓に関する件」（『内閣制度百年史』下・
三三五頁、注(22) データ参照。

(28) 厚生省援護局編『続々・引揚げ援護の記録』（昭和三十八
年刊）二六五頁。

(29) 「千鳥ヶ淵」第一号（昭和三十四年三月発行）。尚、同墓
苑創建四十周年の平成十一年二月「千鳥ヶ淵」第三八五
号にも再掲。

(30) 毎日新聞「靖國」取材班「靖國戦後秘史」（毎日新聞
社、平成十九年刊）一九九頁によれば、昭和三十八年二
月、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会の役員会において、前年
まで厚生省援護局次長だった美山要蔵氏（注5参照）が、
「千鳥ヶ淵の墓苑には全戦没者の象徴的遺骨が納められ
て」いるのだから、政府主催の「全国戦没者追悼式」は
「同墓苑にて行うことが最もふさわしい」と述べたとい
う。しかし、注(28)二六二頁では厚生省援護局自身が
収納遺骨を「当該地域戦没者の象徴遺骨として内地に持
ち帰ったものと説明している」。

(31) 注(21)『引揚げと援護三十年の歩み』四〇七～八頁に
よれば、納骨数は昭和三十四年に八万七一一柱、以後
同五十一年まで累計でも二八万〇五六八柱。同墓苑の情
報（homepage2.nifty.com/boen/appendix21）によれば、
現在一二四〇万柱を越すが、まだ一一六〇万柱近くが残
在していることになる。

〔付記〕 本稿を作成するにあたり、靖國神社の偕行文庫で重要な

資料の調査に御高配を賜り、また秋田日吉神社の坂本優子宮司と皇學館大学神道研究所の牟礼仁教授から貴重な資料を提供して頂いたことに、心より謝意を表しておきたい。

〈付表〉「みたま祭」関係略年表

昭和20年9月21日、陸軍省「大合同慰霊祭」提案。11月19～21日、靖國神社「臨時大招魂祭」。○柳田国男『先視の話』
〃 21年7月14・15日、靖國境内で長野県遺族会「奉納盆踊大会」
〃 22年7月13～16日、靖國境内で神社主催第一回「みたま祭」
〃 24年7月13日、「みたま祭」に先立ち旧招魂斎庭で「諸霊祭」
〃 27年5月2日、新宿御苑で政府主催「全国戦没者追悼式」
〃 34年3月28日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑（国立）で納骨追悼式
〃 38年8月15日、政府主催「全国戦没者追悼式」、以後恒例化
〃 40年3月28日、千鳥ヶ淵で政府主催「納骨・拝礼式」恒例化
〃 41年7月13日、靖國境内に「鎮霊社」鎮斎、以後同日例祭
〃 50年8月15日、国立武道館の追悼標柱「全国戦没者之霊」
平成19年7月13～16日、靖國境内で第六十一回「みたま祭」

（京都産業大学法学部教授）